

設計変更審査会の取り組みについて

国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

建設専門官 あら い ただ し 新井 正

1. はじめに

設計変更手続きについては業界との意見交換において「施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をして欲しい」「設計変更協議に非常に時間がかかる」などの意見が出ています。平成20年度はこれらの意見交換を踏まえ対象となるすべての設計変更で「設計変更審査会」を実施することとして周知徹底を図ってきたところでした。

設計変更審査会は、受発注者双方が一堂に集まり、その場で変更の妥当性や工事の一時中止判断などを協議して結論が出せるため、設計変更手続きの透明性が向上するほか、手続きの迅速化にも繋がるというメリットがあります。

実施にあたっては事務所ごとに設計変更審査会の組織を立ち上げ、定期的に審査会を開催する動きが定着してきています。

本稿では関東地方整備局で平成17年度より先行的に試行している「設計変更審査会」について現在の取り組み状況を紹介いたします。

2. 取り組みの背景

関東地方整備局では16年度に職員一人ひとりの

コスト意識の向上、さらなる技術力の向上を図りコスト削減を推進することを目的とした「関東地方整備局公共事業コスト構造改革アクションプログラム」を策定しました。このアクションプログラムを踏まえ、設計の精度向上と設計変更業務の改善を図る取り組みの一環として、平成17年度より「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」および「設計変更審査会」の試行を行うとともに「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」をとりまとめ周知してきたところです。

設計変更審査会は、先行施工承認・設計変更の内容等について調査審議することにより、設計変更手続きの透明性を確保し、さらなる適正化・効率化を目指し取り組んで来しました。

3. 設計変更審査会の概要

地元調整や工事現場における予期しない現場条件等のため変更すべき事項が発生したとき、施工者、発注者が一堂に会して対応を協議するものです。

発注者側のメンバーは工事事務所の技術の副所長をトップとし、発注担当課長や出張所長等であり、施工者側は現場代理人、監理技術者等になります。

従来の変更手続きは、現場監督員と協議してから発注担当課への変更伺いが行われ、最終的に事

【目的】設計変更手続きの透明性と効率化。

【対象】原則、変更を伴う工事は全て対象。(簡易な工事および数量精算変更などを除く)

→ 施工者より、施工方法、工事目的物の変更について協議があった場合に速やかに開催する。

【取組状況】平成17年度34件、平成18年度43件の工事で試行。

平成19年度からは、全ての対象工事(変更)で実施。

【H20方針】対象となる全ての設計変更で実施。

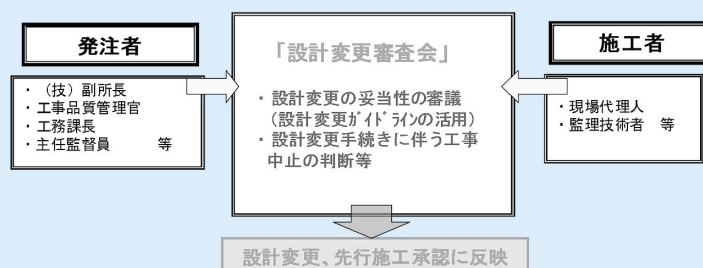


図-1 設計変更審査会

務所長の承認を得るというプロセスを踏むため時間がかかっていました。このため、判断や指示の遅れ、現場と事務所の方針の不一致などが生じることもありました。

審査会では、受発注者双方が一堂に集まり、その場で即断・即決し、変更の妥当性や工事一時中止の判断を出すため設計変更手続きの透明性が向上するほか、手続きの迅速化にもつながるというメリットがあります。

4. 実施状況

平成17年度に一部の工事を対象に試行をはじめ、平成19年8月から原則、すべての工事を対象とする本格運用を行っております。平成20年度については概ね300件程度の実施が見込まれています。

平成17年度	34件	一部試行
平成18年度	43件	
平成19年度	100件	本格運用
平成20年度	約300件	予定

以下に取り組み事例を紹介いたします。

〈設計変更審査会の取り組み事例〉

設計変更審査会の対象となった低水護岸工事では、護岸設置高は当初低い位置で設置される予定でしたが、掘削作業を進めるなか、想定していた

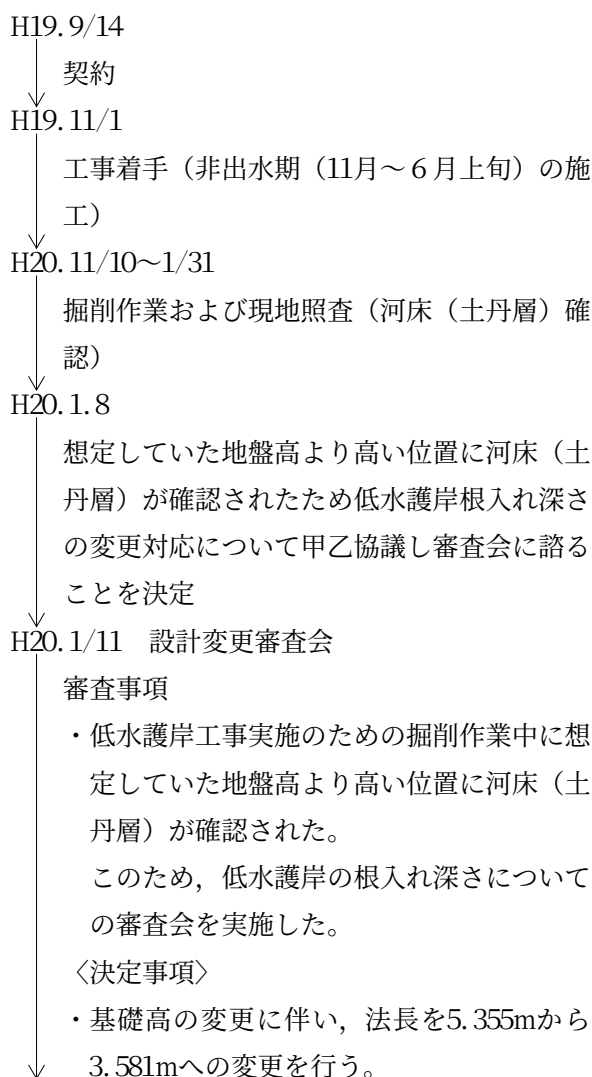
地盤高より高い位置に河床（土丹層）が確認されたため、低水護岸の根入れ深さについて審査会に諮りました。

議論としては土丹層の厚さや過去の洪水履歴からみた洗掘深、護岸としての縦横断形状等について話し合いがなされ、基礎高の変更を行うこととしたものです。これらの変更内容については設計変更において適正に反映されました。

工事名：大横町^{おおよこちょう} 低水護岸工事（京浜河川事務所）

工 期：平成19年9月15日～平成20年3月25日

手続きフロー



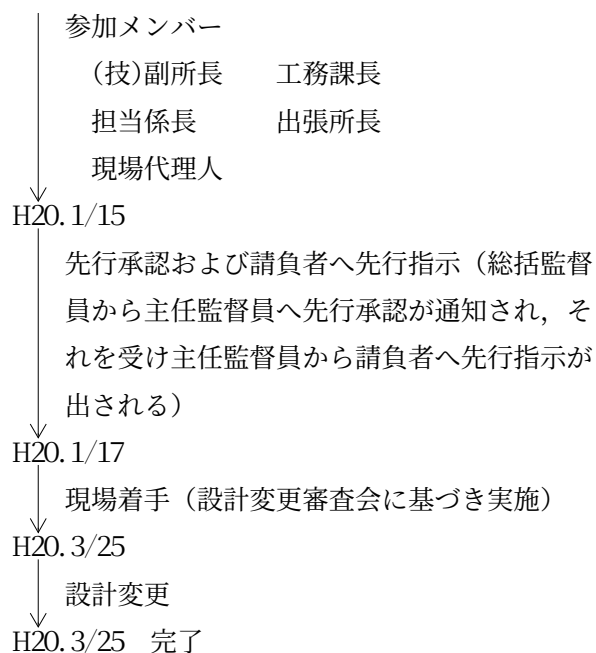


写真-1 想定していた地盤高より高い位置に河床（土丹層）が確認される

〈開催後の請負者の感想〉

審査会を経験した請負者の多くから「有意義であり、継続拡大してほしい。また、設計変更の迅速化を求める」意見が多くあります。

その他主な意見として、以下のものがありました。

- 設計変更がスムーズになるなど利点が多い。
- 発注者と意思疎通が図られ、両者が納得のいく変更ができる。
- 会議のための資料作成が増えないようにしてほ



写真-2 会議開催状況

しい。

5. おわりに

審査会の開催によって受発注者双方が一堂に会して協議し、結論が得られることから施工者は手戻りなく作業に取りかかることができるようになりました。請負者からの評判は上々で、発注者も含め、お互いの業務効率化につながっています。

また、審査会開催に併せて設計変更ガイドライン、一時中止ガイドラインの活用を図り、設計変更が可能なケースと不可能なケースについて共通認識をもってもらい、円滑な設計変更が行えるよう現場レベルまで周知徹底を図っています。

これからも、適切な設計変更がなされるよう審査会を活用するとともに、三者会議、ワンデーレスポンスとの組み合わせなどにより効率的な事案解決を図っていきたいと思います。また、このような会議を通じコミュニケーションを日頃から保ち、よりよいパートナーシップの関係を築いていくことが必要不可欠であると感じています。

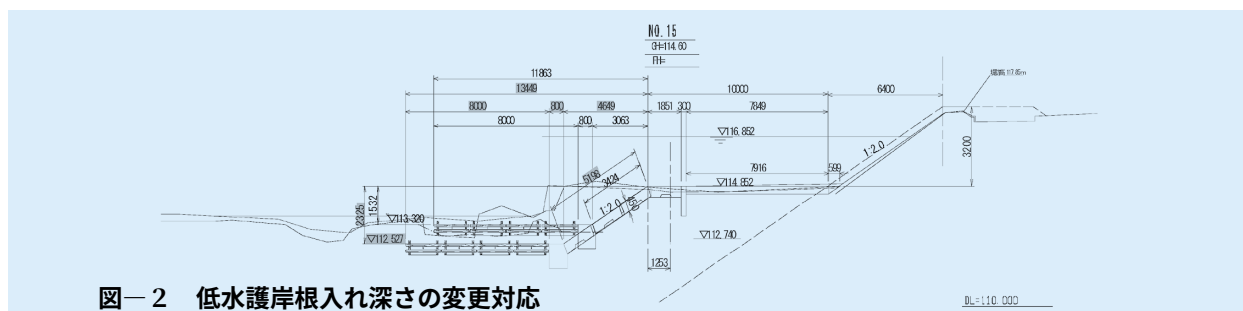


図-2 低水護岸根入れ深さの変更対応